

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名：病態系歯学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>病態系歯学は、顎口腔領域を全身との関連性の中で捉え、その多様な生理機能の理解を深化させ、疾病の予防・診断・治療体系の確立、並びに口腔顎顔面機能の回復、リハビリテーションを目指す学術分野である。そのため、口腔外科学、歯周病学、口腔病理学、歯科放射線学、口腔衛生学等の病態系歯学の各分野の英知を結集するのみならず、より広域な生命科学分野の研究者と有機的連携を図り、総合的かつ網羅的に研究を充実促進させることが求められている。</p> <p>本分科会では、歯学研究者が主体となり、中長期的視点と俯瞰的視点をもって審議を行い、上記の目標に向けて分野融合型の活動を推進する。そのため、必要に応じ、他領域からのメンバーの追加を随時検討する予定である。加えて、病態系歯学分野における人材育成、研究成果の国際社会への発信等についての議論も行い、時機を得た意思の表出を目指す。</p>
4	審議事項	<p>1. 分野横断的に顎口腔領域疾病の病態を解明し、必要に応じ細分化される学術分野を統合すること</p> <p>2. 主催シンポジウムの開催に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和6年1月25日～令和8年9月30日
6	備考	

